

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年吹田市条例第36号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(文書及び図画に記録されている保有個人情報の開示の方法)

第2条 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第23条の本市の機関（議長を除く。次条において「実施機関」という。）が定める文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の方法は、次に定める方法とする。

(1) 閲覧に供する場合は、当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次号アの当該文書又は図画を複写したもの）を閲覧に供する方法

(2) 写しを交付する場合は、次に定める方法

ア 当該文書又は図画を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものを交付する方法

イ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-R又はDVD-Rに複写したものを交付する方法

(電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法)

第3条 法第87条第1項の実施機関が定める電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法については、吹田市情報公開条例施行規則（平成14年吹田市規則第39号）第7条の規定を準用する。

(写しの作成等に要する費用)

第4条 条例第5条に規定する写しの作成及び送付に要する費用については、吹田市情報公開条例施行規則第14条の規定を準用する。

(運用状況の公表の方法)

第5条 条例第16条の規定による運用状況の公表の方法については、吹田市情報公開条例施行規則第15条の規定を準用する。

(請求書等の様式)

第6条 法の規定により作成する請求書等の様式は、市民部長が定める。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(吹田市個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 吹田市個人情報保護条例施行規則（平成14年吹田市規則第40号）は、廃止する。

(吹田市個人情報保護条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

3 この規則の施行前に前項の規定による廃止前の吹田市個人情報保護条例施行規則の規定によりなされた自己情報の開示、訂正、削除及び目的外利用又は外部提供の中止に係る手続については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月10日規則第3号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。